

「スポーツ活動助成」 募集要項

公益財団法人 マークスホールディングス育英会

1. 助成主旨

公益財団法人マークスホールディングス育英会(以下「本財団」という。)は、将来を担う青少年たちの、運動機能の向上と健全な育成を目指し、活動の充実、可能性を発揮できる環境づくりのために、スポーツ活動の現場で必要となる用具・機材等の購入・修繕費用、大会出場費、コーチ謝金などの費用を助成します。

2. 助成対象者

東北6県(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)に所在のある下記のいずれかに該当する団体。

(1) 学校・児童施設等におけるスポーツに関する部活・クラブ活動等

※学校:幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
児童施設:児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター

(2) 地域の子供スポーツクラブ等の活動団体であって、以下の条件を満たすもの。

(任意団体可)

- ア 3年以上継続して活動していること。
- イ 5人以上の構成員で構成されていること。
- ウ 指導者等を除いた、実際のスポーツ活動の競技者が18歳以下であること。
- エ 団体の活動と運営が、定期的・計画的・組織的に行われていること。
- オ 営利を目的としない団体であること。

尚、過去2年以内に助成実績のある団体に関しては、より多くの団体様へ助成をするために、他の団体が優先となる場合がございます。

3. 助成対象

- (1) スポーツ活動において必要な用具・機材・設備・備品等の購入又は修繕費用。
- (2) スポーツ活動における大会等の出場費、遠征交通費、機材等運搬費等の経費。
- (3) スポーツ活動におけるコーチ謝金。
- (4) その他、上記以外のもので、青少年のスポーツ活動における技能向上、活動の充実等に必要となる全ての経費のうち、本財団が認めたもの。

※(1)～(4)のいずれかに係る費用であって、2023年3月31日までに支払の完了するものであること。

4. 審査内容

- (1) スポーツ活動助成の必要性。
- (2) スポーツ活動助成が必要であることの緊急度。
- (3) スポーツ活動助成によって期待される効果。
- (4) スポーツ活動助成によって利益を受けられる生徒の人数・範囲等。
- (5) 当該スポーツ活動に必要な費用が妥当であるか。

5. 助成金額及び件数

1件につき、助成金額は上限20万円とし、10団体前後。

6. お申込み方法

- (1) 申込みは、1法人につき1事業所(団体)、1案件とさせていただきます。
- (2) 申込みは、本財団所定の申込書に必要事項を記入の上、以下の添付書類とともに 2022年9月30日までに、本財団事務局宛に届くよう、メール又は郵送にてご送付願います。※期日を過ぎた場合、受付出来ない場合がございます。
(申込書は本財団ホームページからダウンロードできます。)

提出書類

「スポーツ活動助成申込書」

添付書類1 見積書コピー(申請商品パンフレット等含む)

添付書類2 助成金の必要が確認できる資料・写真等

添付書類3 団体の活動状況がわかる書類(パンフレット等)

添付書類4 申込み団体の定款(任意)

※任意の添付書類についても、審査の対象とさせていただきます。

※なお、申請書類は返却いたしません。

7. 助成の決定と通知

本財団の審査委員会が選考を行ない、理事会において助成の採否及び助成額の決定をいたします。

採否の結果は、2022年11月上旬までに電子メール又は郵送にて通知いたします。

また、採用となった団体等については、本財団ホームページにて公表いたします。

8. 助成金お支払い方法

- ・助成金は、指定銀行の口座に振り込みお支払いします(団体名義のもの)
- ・活動内容を審査して、助成金の「支払い時期、分割」等の条件を決定させていただきます。
- ・提出いただいた見積書よりも実際にかかった費用が少なく、助成金に余剰が生じた場合には、報告書提出の際に余剰金をご返却いただきます。

9. 報告について

助成金活用後、3ヶ月以内に、写真を添えて報告書及び領収書の写しの提出をお願いいたします。

※現地訪問調査をさせていただく場合があります。

10. 個人情報について

助成申込書等にご記入いただいた個人情報は、選考に際し審査委員等へ提供するほか、選考結果の連絡に利用いたします。また、ご記入いただいた情報は、助成事業のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

11. その他

・反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人もしくは団体からの応募は受け付けられません。

また、万一助成金交付後に反社会的勢力等であることが判明した場合は、助成金を返納いただきます。

・申込内容に大幅な変更が生じた場合や活動を中止した場合、虚偽の報告、必要な書類が提出されなかった場合には、助成金の交付の取消又は既に交付した助成金の一部もしくは全額の返納を求めることがあります。

12. 問合せ

〒984-0015 宮城県仙台市若林区卸町2丁目15番2

公益財団法人 マークスホールディングス育英会 事務局 担当：川股

(TEL) 022-290-6968

(E-mail) zaidan@mercs.jp